

2023年4月から 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

月60時間を超える部分の時間外労働の割増賃金率が、25%から50%に引き上げられます。これまで中小企業には適用が猶予されていましたが、働き方改革関連法により今年4月からすべての事業者が対象となります。事業者の皆様は下記のステップを参考に、該当する従業員がいないかチェックし、時間外労働の削減に取り組んでいきましょう。

Step1 社内に該当する従業員がいるか確認

ドライバーだけでなく、事務職や作業職も対象。

Step2 該当する従業員がいる場合は、原因を洗い出す

労働時間の適切な把握を行い、それぞれの業務量が適正か社内の体制に原因がないかチェック。

Step3 時間外労働の削減に向け、具体的に取る

業務量に偏りがあれば、管理体制、仕事の進め方などを見直し、平準化を図り業務の効率化を推進。

割増賃金率引き上げに
ついて詳しくはこちらから



出典:公益社団法人 全日本トラック協会「全ての事業者が月60時間を超える時間外労働に対し、50%以上の割増賃金率で計算した割増賃金を支払わなければならない!」

Uのてーす